

千歳市水道局財務会計システム購入 に係るシステム概要仕様書

千歳市水道局経営管理課財政係

1. 基本方針

- ・本業務においては、本市が求めるシステムの正常・安定稼働に関わる構成要素のあるセットアップ作業の全てを含むものとする。
- ・導入及び保守業務の実施にあたり、条例、規則及び関連する各種法令等を遵守すること。
- ・本仕様書に明記されていない事項であっても、業務を実施する上で当然必要な業務等は、良識のある判断に基づいて行うこと。
- ・システムについてはリース及び分割払いはせず購入とするため、一括で支払うことを前提に見積もりを作成すること。保守については別途契約する。
- ・システムに対し発注者がカスタマイズを要望する場合は、可能な限りこれに対応すること。
- ・本業務の実施に関して知り得た発注者の秘密に属する事項について、これを第三者に漏らさないこと。
- ・現行システムのデータを活用し、新システムへの移行を確実に行うこと。
- ・現行システムと並行して移行業務を行うので、当局職員の通常業務に差し支えないように実施すること。
- ・移行作業及び導入にあたって、当局職員の負担が生じないように努めること。
- ・各機能の操作性、運用性の統一化が図られていること。
- ・簿記知識のない職員でも習得しやすい画面構成やシステムフローであること。
- ・受注者は、発注者と日程や実施形態を調整の上、システム運用方法を指南すること。
- ・業務の効率化、経費の抑制を図れる柔軟性を備えていること。
- ・システム使用期間の満了、全部もしくは一部の解除、その他の業務終了事由に関わらず、システムの使用が終了する場合には、本市がシステムを使用して行っている業務を継続して遂行できるよう、誠意をもって協力すること。
- ・その他、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議を行う。

2. ハードウェア構成

(1) システムの形態

- ・機器等の構成については「費用」「災害時の安全性」「運用・保守の利便性」「セキュリティ上の安全性」等を考慮し、オンプレミス方式又は LGWAN-ASP を用いたクラウド方式から最適な形態を提案すること。
なお、クラウド方式の場合は既設の庁内の LGWAN 回線を使用するが、オンプレミス版の場合に使用する回線については、受注者と契約の上で調整する。
- ・ネットワーク配線については既存の配線を利用する想定だが、提案システム上で別途ネットワーク配線等が必要となる場合は、受注者側で用意すること。
- ・Webブラウザ上で動作するシステムを利用する場合のブラウザ環境の設定等については、受注者と契約の上で調整する。

(2) サーバー機（又はクラウドサーバー）の仕様

- ・システム稼働において、優れたオンラインレスポンスを満たすスペックを有するものとする。
- ・水道事業会計及び下水道事業会計における処理データ等を考慮したスペックのものとし、最低でも今後5年間の使用に耐えられるデータベースの容量を確保すること。
- ・オンラインレスポンスについても、導入時の状態を今後5年間は維持できるものであること。
- ・運用の効率化のため、自動電源制御、自動データセーブ及びバックアップが可能なものとする。ただしバックアップについて、カートリッジの差込等、職員の毎回対応を必要とするような手法は認めない。
- ・無停電電源装置を取り付ける、遠隔地にバックアップデータを保存するなど、災害時でも利用可能な環

境を整えること。

- ・オンプレミス方式を提案する場合は、サーバー機を見積りに含めて提案すること。また、サーバー機はタワー型とすること。
- ・クラウドサーバーを用いる場合、データセンターは総合行政ネットワークASPファシリティサービスとして認定されているものであること。また、データセンター提供者は災害対策基本法指定公共機関として登録されているものであること。
- ・システムの修正、障害対応等に際し、クライアント側のシステムに対してサーバー側から一括処理が可能なものとする。また、必要に応じて受注者側によるリモートでの修正、障害対応等が可能であるものとし、当局職員が直接サーバーにアクセスしてメンテナンスに携わることのないようにすること。なお、リモート回線は閉域網とし、インターネットVPNは認めない。
- ・方式にもよるが、当局側と受注者側との間にはファイアウォールを設置し、受注者側から公営企業会計システムのサーバー以外には接続できないようにすること。庁内LGWAN回線の設定に変更等が生じる場合は、受注者側が保守業者（NTT東日本）に確認の上、受注者側のシステム構築費用（見積り）に含めること。

(3) クライアント端末及び周辺機器

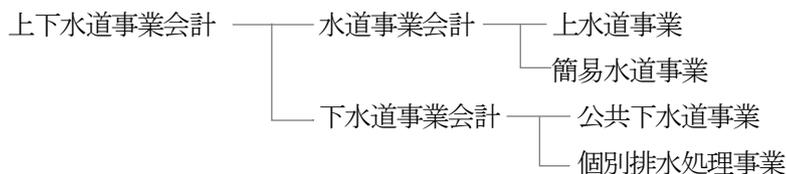
- ・クライアント端末については、当市のシステム運用を考慮し、庁内LGWAN回線を引いて使用する既存端末を使用するのか、別途システム用の端末を必要とするのか提案すること。別途端末が必要な場合は購入費用及びシステム動作に必要なミドルウェアや配線等周辺機器一式を見積りに含むこと。台数は11台（サーバー用端末が必要な場合は12台）とする。
- ・庁内LGWAN回線を引いて使用している既存端末を使用する場合、別紙1「ハードウェアの仕様」に記載されている導入予定のパソコンに対応し、動作すること。その他、必要な物品等は受注者が手配し、その費用も見積りに含めること。
- ・システムに対応したプリンターを、配線等周辺機器一式と併せて見積りに含むこと。台数は5台とし、詳細については別紙1「ハードウェアの仕様」を参照すること。

3. システム概要

(1) 構成

当市の事業会計区分は下記に示す概念図のとおりである。水道事業及び下水道事業は、決算統計において事業ごとの報告が必要であり、セグメントを区分している。この区分方法について、貴社のシステムが稼働している自治体での処理・運用方法を交えて、提案すること。

《概念図》



(2) 基本仕様

- ・システムの使用において処理業務の格付けを行い、職員ごとに行える業務の管理機能（予算要求額入力、パスワード管理、予算流用等）により、セキュリティを確保できること。もしくは同等の機能を提案すること。
- ・複数職員の同時利用が可能であること。

- ・上下水道ともに入力画面は基本的に同一のものとするが、両者の入力項目に相違があることが想定されるので、マスキング等により予め不要箇所の入力に制限を行うものとする。
- ・摘要欄等における文字等の入力の際、既入力データの活用や単語登録等による入力作業の省略化を考慮したものとする。
- ・帳票類の出力に際して、各種条件設定により検索、抽出処理が可能なものとする。また、画面照会や印刷イメージ確認等により出力前の確認が可能なものとする。
- ・共有化された財務情報を各課における固有事務にも活用するため、各種データを市販の表計算やデータベースソフト等へ切り出すことにより、容易に加工できるものとする。
- ・科目は細節単位まで入力可能なものであること。

(3) 搭載機能

- ・次に記載する4つの業務機能を搭載した構成とする。
 - ① 財務会計システム（日次、月次、納付書業務、監査対応資料作成等、決算業務、算出計算等の消費税関連、予算登録、予算繰越、照会等）
 - ② 予算編成システム（当初・補正、各課予算要求、予算入力、決算見込等）
 - ③ 固定資産管理システム（資産登録及び異動、伝票連動、照会、シミュレーション等）
 - ④ 企業債管理システム（検索、入力、伝票連動、照会、シミュレーション等）

これらは最低限必須の機能とし、要件として挙げられていない機能であっても、標準機能として具備するものについては、提案システムから削除しないこと。なお、別途希望する詳細な機能については、別紙2「財務会計システム機能等要件書（以下、「機能要件書」とする。）」のとおりとする。このほか、本項目及び機能要件書に記載されている機能以外に提案すべき機能がある場合は、見積金額を含めて提案すること。
- ・システムと連動する電子決裁機能が搭載可能な場合は、別途カスタマイズ費用も含めて提案すること。また、現時点で稼働もしくは開発中の仕組みがあり、具体的な提案ができる場合は、提案書に明記すること。なお、将来の搭載を想定しているため、今回の見積金額には含めないこと。

4. 保守業務

- ・システムの修正、障害対応等に際し、クライアント側のシステムに対してサーバー側から一括処理が可能なものとする。また、必要に応じて受注者側によるリモート及び来局しての修正、障害対応等が可能であるものとし、当局職員が直接サーバーに関与するメンテナンス業務に携わる状況のないようにすること。
- ・システム導入後に関係法令、制度等の改正があった場合は、これに対応できるようシステムを修正すること。その際、効率的・経済的な対応が可能であること。
- ・導入後、システムに精通した技術者にシステム利用上における質疑が可能であることのほか、受注者を介して専門知識を持った会計士等へ業務上発生した疑問等についての相談が可能であること。また、その費用も保守費用に含めること。
- ・最新OSやブラウザへの対応に伴うシステム改修作業は保守の範囲で対応すること。
- ・システムの機能アップ、最新バージョン等はリリースのたびに適用し、保守の範囲で対応すること。

8. その他

(1) 導入後の業務に差し支えることが無いよう、各機能の操作方法を網羅したマニュアルを提供すること。

(2) 経費については、次の事項ごとの金額がわかるよう区分して算出すること。なお、順序や項目の区分方法については問わない。

(ア) パッケージ費用 (各パッケージ、オプションごとに記載すること)

(イ) ソフトウェア開発費用 (カスタマイズ費用を含む)

(ウ) ソフトウェアインストール及びシステム調整費用

(エ) 職員教育費用 (運用指導、操作指導、マニュアル作成等)

(オ) データ移行費用 (既存システムデータの移行)

(カ) データ作成費用 (移行によらず、新規データ作成を要する場合)

(キ) 消耗品等経費

(ク) 機器搬入及び現調費 (端末購入費用や配線工事費等も含む)

(ケ) ハードウェア費用 (ケーブル等の付属品を含む)

(コ) その他 (必要に応じて)

※保守又は利用料は別途契約するため、見積金額に含めないこと。